

第 1 部 総論

- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の構成と期間
 - 3 事業評価手法
 - 4 時代の潮流と本町の課題
-

第 1 部 総 論

1 計画策定の趣旨

鞍手町では、平成19年3月に「第4次鞍手町総合計画」を策定し、平成27年度までの町の将来像である『みんなの力で 今 動き出す 鞍手』の実現に向け、総合的かつ計画的に各種施策を展開し、まちづくりを進めてきました。

総合計画については、平成23年の地方自治法の改正により法的な策定義務はなくなったものの、まちづくりを進めるうえでの総合的な指針は必要であることから、本町においては、議会の議決事件に関する条例第2条に鞍手町総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関することを規定し、引き続きまちづくりの総合的指針である「鞍手町総合計画」を策定することとしました。

現在、わが国においては、人口減少と急速な高齢化の進行という時代の転換期にあります。また、デフレからの脱却と経済の再生、社会保障の維持や財政健全化、東日本大震災からの復興、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加など多くの課題が山積しています。

特に、人口減少に対する危機感是全国的に広がっており、国においては、平成26年11月に、東京圏への過度の人口集中を是正して、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。この創生法に基づき、同年12月には、国の人口の将来像を示す「長期ビジョン」とその実現に向けた施策をまとめた平成31年度までの計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定（閣議決定）されました。これを受け、本町においても「人口減少」や「少子高齢化」という重要課題に立ち向かうため、住民一人ひとりが夢や希望を持って安心して暮らせるようなまちづくりを進めるための将来の方向性や方策を示した「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

このような状況の中、「第5次総合計画」は、新たな時代の流れや、求められる地方自治の姿を踏まえながら、地方分権時代にふさわしい「新たな総合計画」とする必要があります。このため、町のあらゆる計画等の最上位にある計画として今後9年間の総合的な指針となるよう、明確なまちづくりの方向性を示しつつ、それを実現するために重点的あるいは優先的に実施する施策を盛り込んだほか、危機的な財政状況を立て直すための財政改革を柱とする「第6次鞍手町行財政改革プラン」も大きな項目の一つとして加えました。

2 計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

本計画は町が目指す将来像を示した「基本構想」と、それを実現するための具体的方策である「基本計画」で構成されています。

(2) 基本構想

これまでの計画の取り組みを評価・検証した上で、「人口減少」、「少子高齢社会の到来」など本町のこれからの政策・施策展開に重大な影響を及ぼすと考えられる課題を抽出しながら、改めてまちづくりの基本となる理念を掲げ、将来像の実現に向けた基本目標及び行動目標（重点施策）を示すものです。

計画期間 平成 28（2016）年度から平成 36（2024）年度まで（9年間）

(3) 基本計画

基本構想で目指す将来像、町の現況と課題を明らかにし、目標年度までに推進すべき具体的行動計画（各種施策）を示すものです。

基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間を前期と後期に分け、前期計画期間を4年間、後期計画期間を5年間とします。

前期基本計画 平成 28（2016）年度から平成 31（2019）年度まで（4年間）

後期基本計画 平成 32（2020）年度から平成 36（2024）年度まで（5年間）

基本構想（9年間）

（平成 28 年～平成 36 年）

前期基本計画（4年間）
（平成 28 年～平成 31 年）

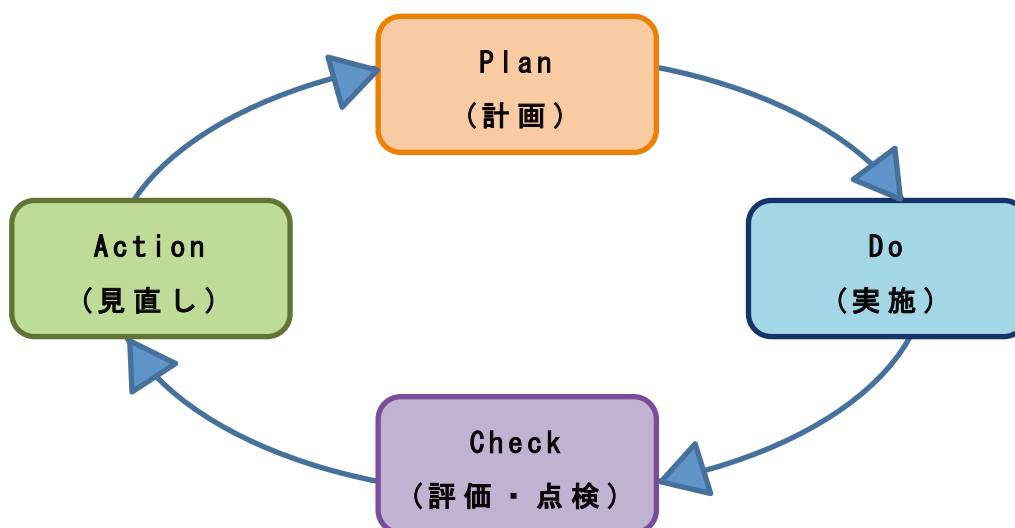
後期基本計画（5年間）
（平成 32 年～平成 36 年）

3 事業評価手法

(1) 政策マネジメント

社会経済情勢や住民ニーズが変化する中、総合計画を将来にわたって持続的かつ効率的に実施し、実効性のある計画として運用していくためには、常に町民のニーズを的確に把握するとともに、行政施策の成果について評価・点検をしながら絶えず見直しを行い、その一連の過程の正当性・透明性を確保して、町民への説明責任を果たす仕組みを確立する必要があります。

本計画においては「PDCAサイクル（計画→実施→評価・点検→見直し）」の手法による行政評価サイクルの仕組みを取り入れるとともに、その評価の基準となる明確な目標値を設定することにより、目標の達成状況を把握しながら絶えず改善し、施策の有効性の向上につなげます。



▲ 図1 PDCAサイクル

(2) 目標値の設定

基本計画においては、重点事業に数値目標を設定します。また、施策展開の成果を総合的に示す指標の目標値は、前期計画及び後期計画の最終年度において達成すべき値とします。

(3) 評価手法

基本計画に掲げるすべての施策について、年度ごとにPDCAサイクルによる継続的な評価・改善を行い、効率性・実効性を重視した行政経営の視点に基づく施策を実現します。

4 時代の潮流と本町の課題

時代の潮流は、町民の暮らしや企業活動だけでなく、行政におけるあらゆる分野にも影響を及ぼしています。

本町を取り巻く現状と課題も時代の変遷とともに常に変化しており、その時代に合った対策が求められます。

(1) 人口減少時代

出生率の低下などを背景に、わが国は世界に類を見ない人口減少時代に突入しており、今後も人口減少が続いていくと予測されています。

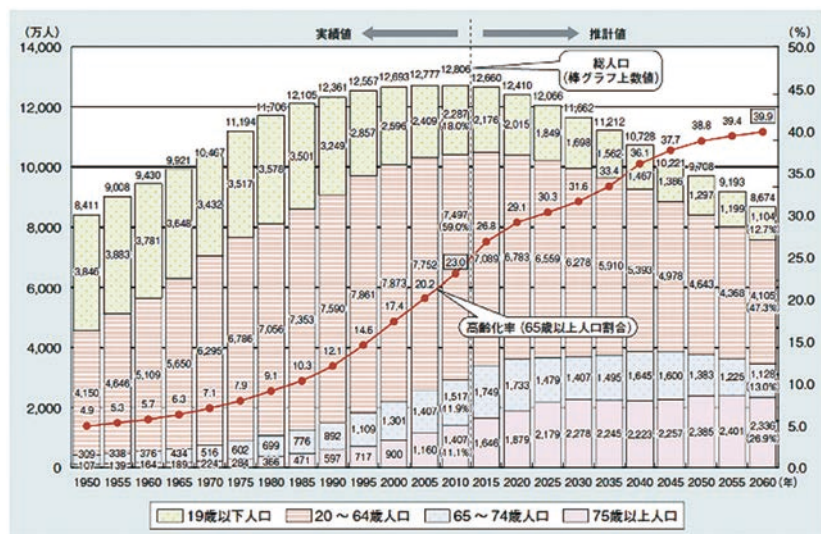
人口が減少に転じたのは、平成 17 (2005) 年頃からで、その後しばらく小幅な増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移してきました。しかし、平成 23 (2011) 年には前年から約 25 万 9 千人も減り、過去最大の減少幅を記録しました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の人口は、平成 12 (2000) 年の国勢調査以降は 1 億 2,700 万人前後で推移していますが、平成 32 (2020) 年には 1 億 2,410 万人、平成 42 (2030) 年には 1 億 1,662 万人となり、今後も若年層を中心に人口増加が見込めないことから、平成 62 (2050) 年には 1 億人を、平成 72 (2060) 年には 9,000 万人をも割り込むことが予想されています。

本町においては、昭和 60 (1985) 年をピークに人口が減少しており、特に平成 7 (1995) 年以降は、5 年間で約 1,000 人のペースで減少しています。今後、人口を維持していくためには、人口減少に歯止めをかける施策に重点的に取り組んでいかなければなりません。

(2) 超高齢社会の到来

わが国は、超高齢社会に突入しており、今後も高齢化率は上昇する見込みです。世界に先駆けて超高齢社会に突入したわが国の高齢化率は、平成 37 (2025) 年には約 30%、平成 72 (2060) 年には約 40%に達するとみられています。



▲ 図 2 日本の人口推計と高齢化率の推移 (総務省 出典)

(出典) 2010 年までは総務省「国勢調査」、2015 年以降は社人研「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

核家族化の進展や平均寿命の延びに伴う超高齢社会の到来の中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯は、ますます増加しています。長寿社会を迎え、年金・医療・介護などの社会保障制度の将来に対する不安が増大する中であっても、「いつまでも健康でありたい」と願う気持ちはいつの時代もすべての人に共通した思いです。

今後、意欲ある高齢者が自身の能力や知識を十分に発揮でき、元気でいきいきと暮らすことのできる安全で安心な地域の体制整備が求められています。

本町においても、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目途に、だれもが住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・病気予防・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域総合ケアシステムの構築が求められます。

(3) 景気・経済の変化

わが国においては、長引く景気の低迷をはじめ世界的な経済危機となった平成20(2008)年のリーマン・ショックや平成22(2010)年を機に問題化した欧州債務危機など、近年にもいくつもの深刻な経済危機を経験しました。

また、平成25(2013)年に、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加を表明して以来、本格的な交渉が続けられてきた結果、平成27年10月に大筋合意に至りましたが、農産物価格への影響や一部の品目を除いた長期的な価格下落の可能性はあるとされています。

一方、東南アジア諸国連合(ASEAN)やインド等の新興国の経済成長に伴い、外国人観光客(インバウンド)は増え続けています。

今後は、国内のみならず海外市場においても、高品質で安全・安心な食材を提供するなど、より付加価値の高い商品やサービスへのニーズの高まりにも目を向け、社会経済情勢の変化に対する柔軟な対応が求められます。

(4) 社会保障問題

少子高齢化の進展、雇用形態の変化等により社会構造が大きく変わる中、年金・医療・介護などの社会保障制度については、負担の公平性が求められており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっています。このため、だれもが安心して安定した生活を送れるよう、社会情勢の変化に対応できる持続可能な制度の構築が求められています。

本町においては、生産年齢人口の減少と長寿化による高齢者の増加という相反する事象が同時に起こっており、支えるべき高齢者の割合は年々高まっています。

社会保障制度は、国全体に関わる大きな課題ではありますが、少しでも若い世代の人口を増やして改善に近づくよう、大胆な取り組みが求められます。

（５）安全・安心への意識の高まり

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災以降、安全への意識が一層高まり始めました。異常気象により全国各地で記録的豪雨が発生するなど、今までの想定を超える自然災害が頻発しています。身近なところでは、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨において、福岡・佐賀・熊本・大分を中心に甚大な被害がもたらされ、自然災害等に対する防災対策や危機管理体制の強化、さらには災害に強い基盤整備など、安全で安心な暮らしの実現に向けた取り組みが必要となっています。

また、武力攻撃や大規模なテロ活動に対する危機管理体制の充実も一層強く求められています。

このように、人々の安全・安心に対する関心が高まる中、防犯活動の推進や地域防災力の強化、危機管理対策の推進など、地域の安全・安心に向けた対策を確立していくことが重要となります。

本町においては、このような大規模災害時にもすみやかに対応できるよう、東日本大震災等の教訓を踏まえながら、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、42 行政区に自主防災組織（地域コミュニティ）を設立しました。今後、この組織を活用した自助・共助・公助の仕組みを町全域に広め、いざという時の体制づくりの強化に努めなければなりません。

このとき、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする「減災」という考え方が重要となってきます。地域コミュニティにおける助け合いは、災害時だけでなく、地域における高齢者や子どもたちに対する日頃からの見守り活動や犯罪発生を防止するための大きな役割を担う必要があります。

（６）環境・エネルギー問題の深刻化

温室効果ガスによるオゾン層の破壊や森林の減少などによる地球温暖化がもたらす環境への影響は地球規模で深刻化しており、環境の保全や資源の再利用を推進するための取り組みが求められています。

地球温暖化への対応は、CO₂削減目標を定めた平成 9 年の「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」の締結以降、現在に至るまで重要な課題となっています。平成 25 年に政府は、平成 32 年における温室効果ガス削減目標として、平成 17 年度比 3.8%の削減を気候変動枠組条約事務局に提出しています。また、循環型社会の形成については、国をあげて廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）が進められ、平成 25 年の「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、循環の量と質に着目し、リデュース・リユースの取り組みの強化や、有用金属の回収、安全・安心の取り組み強化、3R 国際協

● 3R

Reduce:リデュース（ごみの発生抑制） Reuse:リユース（再利用） Recycle:リサイクル（再生利用）の 3つの頭文字をとったもの。

力の推進が新たな政策の柱として掲げられています。

また、PM2.5等の大気汚染物質による健康被害も懸念されており、また、再生可能エネルギーなどの有効活用への関心も高まってきています。今後、人と自然が共生する豊かな環境の維持のため、循環型社会の形成に向けたまちづくりが求められています。

本町においては、廃棄物の発生抑制を進めることで、循環型社会の形成を進めていく必要があります。

（7）地方分権への対応

個性を活かし自立した地方をつくるため、国は地方への権限委譲や規制緩和（義務付け・枠付け）の見直しを行い、改革を進めてきました。

本町においては、社会情勢の変化や住民ニーズの高度化・複雑化・多様化により、今後も行政需要の拡大が予想されます。財政状況が厳しい中、公的サービスの質や効率性を高め、可能な限り住民ニーズに対応できる行政サービスを提供することが求められています。

（8）情報通信技術の進歩

インターネットの普及が進んだことにより、世界の隅々の情報を国内に居ながらにして瞬時に調べることができるなど、国内外を意識せずに情報を入手することが可能になっています。

近年では、スマートフォンやタブレット端末が普及してきており、場所にとらわれず双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になっています。また、情報技術が進展する中では、時間と場所にとらわれない働き方やインターネット上での商取引が普及するなど、国民の生活に多様性と利便性がもたらされています。

一方で、個人情報漏洩やインターネットを通じたいじめ、犯罪などの問題も発生しています。また、インターネットを使えない人と使える人との情報格差も問題となっています。

本町においては、さらなる高齢化による情報弱者に対する仕組みづくりが必要となってきます。